

くらしの援助

障害者総合支援法による福祉サービスは「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されています。「障がい福祉サービス」を利用するためには障がい程度区分が必要です。（訓練等給付のみの場合は不要）

また、障がい児については、児童福祉法による通所支援があります。

障がい福祉サービス

<介護給付>

- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 行動援護・同行援護
- 生活介護（デイサービス）
- 短期入所（ショートステイ）
施設入所 など

<訓練等給付>

グループホーム
通所訓練施設 など

<通所支援>

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス

障がい者・障がい児

補装具費の給付 →P 2 1

自立支援医療

更生医療→P3

育成医療→P4

精神通院→P5

地域生活支援事業

- 移動支援事業
- 意思疎通支援事業
- 生活サポート事業
- 日中一時支援事業
- 相談支援事業
- 成年後見人制度利用支援事業
- 日常生活用具の給付→P 2 2
など



自立支援給付



地域生活支援事業

●印はくらしの援助に掲載しています。

居宅介護（ホームヘルプサービス）

地域福祉課地域福祉係

こども未来課こども未来係

（子育て支援センター内）

障がいのある方や難病患者等が日常生活に支障をきたしているとき、その世帯にホームヘルパーを派遣します。利用を希望する場合は、市に介護給付費の申請を行います。その後訪問調査を行い、障害者自立支援審査会で障害支援区分が決定されます。区分に応じ支給量を決定、受給者証の交付を受けましたら、指定事業者を選択し、契約後、サービスを利用することになります。児童は申請後、支給が決定し、受給者証の交付を受けましたら、指定業者を選択し、契約後、サービスを利用することになります。

◇サービスの内容

1) 身体の介護に関すること

- ア) 食事の介護
- イ) 排泄の介護
- ウ) 衣類着脱の介護
- エ) 入浴の介護
- オ) 身体の清拭および洗髪
- カ) 通院等の介助その他必要な身体介護

2) 家事に関すること

- ア) 調理
- イ) 衣類の洗濯及び補修
- ウ) 住居等の掃除
- エ) 生活必需品の買い物
- オ) 関係機関との連絡

3) 相談及び助言に関すること

- ア) 生活、身上および介護に関する相談並びに助言
- イ) その他必要な相談および助言

◇対象者

身体障がい児・者、知的障がい児・者、精神障がい者、難病患者

※利用者本人と、扶養義務者の負担能力（課税状況により決定）に応じた利用者負担金がかかります。

行動援護

地域福祉課地域福祉係
こども未来課こども未来係
(子育て支援センター内)

知的障がい、精神障がい、または難病等により行動に著しい困難があり、常時介護を要する人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他の行動する際に必要な援助を行います。

同行援護

地域福祉課地域福祉係

視覚障がい、または難病等により、移動に著しい困難を有する障がい児・者に、外出時において、その障がい児・者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。

生活介護（デイサービス）

地域福祉課地域福祉係

在宅の重度身体障がい児・者、または難病患者等へ通所によるデイサービスを提供することで、自立の促進、生活改善、身体機能の維持向上を図るとともに、家族介護者の身体的・精神的負担の軽減を図ります。利用を希望する場合は、市に介護給付費の申請を行います。その後訪問調査を行い、障害者自立支援審査会で障害支援区分が決定されます。区分に応じ支給量を決定、受給者証の交付を受けましたら、指定事業者を選択し契約後サービスを利用することになります。

◇サービス内容

- 1) 基本事業 ア)機能訓練 イ)更生相談 ウ)介護方法の指導 エ)健康指導
- 2) 入浴サービス
- 3) 給食サービス
- 4) 介護サービス
- 5) 健康指導

※利用者本人と、扶養義務者の負担能力（課税状況により決定）に応じた利用者負担金がかかります。また、給食サービス・入浴サービスの実費がかかります。

短期入所（ショートステイ）

地域福祉課地域福祉係
こども未来課こども未来係
（子育て支援センター内）

在宅で障がい児・者、または難病患者等を介護している家族が疾病等のため介護できない場合、一時的に（原則として7日間以内）施設に入所するものです。利用する場合は、市に介護給付費の申請を行います。その後障がい者の方には訪問調査を行い、障害者自立支援審査会で障害支援区分が決定されます。区分に応じ支給量を決定、受給者証の交付を受けましたら、指定事業者を選択し契約後サービスを利用することになります。児童は申請後、支給が決定し、受給者証の交付を受けましたら、指定業者を選択し契約後サービスを利用することになります。

◇対象者

身体障がい児・者、知的障がい児・者、精神障がい者、難病患者

※利用者本人と、扶養義務者の負担能力（課税状況により決定）に応じた利用者負担金がかかります。また、施設により飲食物費等の実費がかかる場合もあります。

通所支援

こども未来課こども未来係
（子育て支援センター内）

心身障がいや発達の心配がある児童に、専門的な指導や療育等、通所によるデイサービスを提供します。利用する場合は、市に申請を行い、指定障害児相談支援事業者に障害児支援利用計画案の作成を依頼し、サービスの支給が決定しましたら、事業所を選択し、契約後サービスを利用することになります。

◇サービス内容

- 1) 児童発達支援
- 2) 放課後等デイサービス

◇対象者 18歳未満の身体障がい児、知的障がい児、発達に心配のある児童等

※利用者本人と扶養義務者に係る負担金について、美唄市は無料としています。
ただし、事業所等により教材費等の実費がかかる場合もあります。

屋外での移動に著しい制限のある障がい者・児、または難病患者等が外出する際に付き添いが必要な場合、ヘルパーによる支援を行います。利用する場合は、市に申請を行い、サービスの支給が決定しましたら、事業所を選択し、契約後サービスを利用することになります。

◇サービスの内容

利用の対象となる 外出の区分	外出先等	外出の目的等
社会生活上外出が 不可欠と認められ る場合	市役所、裁判所、警察署等 官公庁	権利または義務に関わる諸手続、相談 等
	その他市長が特に必要と 認めるもの	別表第2に該当しないと市長が認め る外出に限る。
社会参加の観点から 日常生活上外出 が必要な場合	体育館、競技場、美術館、 動物園等	スポーツ、美術展等
	映画館、コンサート会場等	映画、コンサート等
	商店、デパート等	買い物
	理容院、美容院等	理容、美容、着付け等
	冠婚葬祭	結婚式、葬式等
	金融機関	預貯金の預入れ、引出し等
	障がい者を対象とした訓 練、研修、見学会	国、道または市主催の研修、講座、訓 練、見学等各種行事
	障がい者福祉大会	障がい者団体の主催する福祉大会等
	その他市長が特に必要と 認めるもの	別表第2に該当しないと市長が認め る外出に限る。

別表第2

利用の対象外と なる外出の区分	外出先等	外出の目的等
営業活動等経済的 活動に係る外出	会社、事業所等	通勤等
通年かつ長期にわたる 外出	高校、大学その他の学校、 通所施設等	通学、通所等
社会通念上本制度 を利用することが 適当でない外出	集会場、寺社等	布教等宗教活動、選挙運動等の政治活 動等
	競馬場、パチンコその他の 遊興場等	ギャンブル等
	その他公序良俗に反する と市長が認めるもの	外出の目的を勘案して市長が決定す る。

なお、利用者本人の負担能力（課税状況により決定）に応じた利用者負担がかかります（原則かかるサービス費用の1割）。また、ヘルパーの交通費等の実費も負担していただきます。

意思疎通支援

地域福祉課地域福祉係

聴覚、言語機能障がいのため、音声により意思疎通を図ることが困難な方が、日常生活や社会参加をおくるために意思疎通支援が必要な場合は、手話通訳者または要約筆記者等を派遣します。なお、利用される方に感染症の疑いがある場合や通訳者の入室制限がある場合等は、スマホやタブレット等のビデオ通話機能等を使用する遠隔サービスに切り替えることがあります。

派遣を希望する場合は、1週間前までに市に申請してください。申請は郵送またはFAX(62-1088)でも受け付けます。利用者負担金はありません。なお、遠隔サービスを利用する場合は事前登録が必要です。

声の広報の発行

美咲市社会福祉協議会

重度の視覚障がいの方(1～2級)を対象として、広報紙「メロディー」等の朗読をテープに録音し発行しています。社会福祉協議会へ申請してください。

生活サポート

地域福祉課地域福祉係

こども未来課こども未来係

(子育て支援センター内)

日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれがある障がい者・児に対し、ヘルパー等を派遣し、生活及び家事援助を行います。(ただし、障がい福祉サービスの居宅介護・生活介護受給者を除く)利用する場合は、市に申請を行い、サービスの支給が決定しましたら、事業所を選択し、契約後サービスを利用することになります。

◇サービスの内容

1) 身体の介護に関すること

- ア) 食事の介護
- イ) 排泄の介護
- ウ) 衣類着脱の介護
- エ) 入浴の介護
- オ) 身体の清拭および洗髪
- カ) 通院等の介助その他必要な身体介護

2) 家事に関すること

- ア) 調理
- イ) 衣類の洗濯及び補修
- ウ) 住居等の掃除および整理整頓
- エ) 生活必需品の買い物
- オ) 関係機関との連絡
- カ) その他必要な家事

3) 相談及び助言に関すること

- ア) 生活、身上および介護に関する相談並びに助言
- イ) その他必要な相談および助言

なお、利用者本人の負担能力(課税状態により決定)に応じた利用者負担がかかります(原則かかるサービス費用の1割)。

日中一時支援

地域福祉課地域福祉係
こども未来課こども未来係
(子育て支援センター内)

障がい者・児、または難病患者等を一時的に預かり、日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適應するための日常的な訓練を行います。なお、利用者本人の負担能力(課税状況により決定)に応じた利用者負担がかかります(原則かかるサービス費用の1割)。

相談支援

地域福祉課地域福祉係

障がい児・者、または難病患者等の福祉に関する諸般の問題について、当事者、保護者等からの相談に応じて必要な情報提供や助言のほか、障がい福祉サービスの利用支援や虐待の防止及びその早期発見に向けた関係機関との連絡調整、障がい者等の権利養護のための援助なども行います。なお、市では下記の相談事業所に業務を委託しています。

相談受付	医療法人 心和会 相談支援事業所 こもれび (美唄市障がい者基幹相談支援センター)
住 所	美唄市西2条南2丁目4番20号
電話番号	080-2871-0261
開設日時	原則通年 午前9時00～午後5時00分

計画相談支援

地域福祉課地域福祉係

障がい者・児、または難病患者等の心身の状態、生活環境、障害福祉サービス等の利用に関する意向、その他の事情を勘案し、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向け、「サービス等利用計画」、「障害児支援利用計画」の作成とサービスの利用状況を確認する「モニタリング」を行い、きめ細やかなケアマネジメントに取り組んでいます。

事業所名	社会福祉法人 美唄市社会福祉協議会 美唄市障がい者相談支援センター「いんくる」
住 所	美唄市西3条南3丁目6番2号
電話番号	66-2323 ファックス 62-6996
事業所名	相談支援事業所 あかり
住 所	美唄市東6条南1丁目3番6号
電話番号	38-5355 ファックス 38-5316

障がい者相談員

地域福祉課地域福祉係

地域で暮らす障がい者の暮らしづらさに関する相談等に応じ、必要な助言を行う相談者として、次の方が北海道知事より委嘱を受け地域相談員として活動しています。

北村節子	美唄市東5条北4丁目7-18	電話 62-2457
佐藤英子	美唄市東5条北6丁目4-9	電話 63-0393

※毎月15日（土日祝日の場合は前日）の13:00～16:00まで、総合福祉センターに相談窓口を開設しています。

こころの健康相談

岩見沢保健所健康推進課健康支援係
美唄市社会福祉協議会

こころの健康や疾患について悩んでいるご本人や家族等からの相談を受けています。

◇岩見沢保健所 電話相談、来所相談（保健師や精神神経科が対応します）
日 時 月～金曜日（祝祭日を除く） 9:00～17:00
電話番号 20-0122（来所の場合は事前に電話で連絡してください）

◇美唄市社会福祉協議会 来所相談（臨床心理士が対応します）
日 時 2か月に1回（開催月 当月広報紙メロディーに日時記載）
電話番号 62-0770（事前に電話予約してください）

※岩見沢保健所では、他に統合失調症・高次脳機能障がい・ひきこもりなどの学習会や家族同士の交流会を開催しています。

ヘルプマーク・ヘルプカード

地域福祉課地域福祉係
美唄市社会福祉協議会

『ヘルプマーク』『ヘルプカード』は、市役所1階7番窓口または美唄市社会福祉協議会で配布しております。

『ヘルプマーク』は、義肢や人工関節を使用している方や内部障がいの方、または、発達障がいの方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなることを目的としています。

ヘルプマークを持つことで支援を必要としていることを知らせることができ、周囲の方に支援や援助を促すことができます。

障がいがある方などには、自分から「困った」となかなか伝えられない人がいます。支援が必要なのに、「コミュニケーションに障がいがあってもそのことを伝えられな

い人」、「困っていることそのものを自覚していない人」もいます。特に、災害時には、困りごとが増えることが想定されます。

一方、地域の人からは、何かあったとき、「どう支援したらよいかわからない」「障がいのことかわからない」「困っているのでは？と気になるけれど、誰にその人のことを聞いたらよいかわからない」という声があります。

『ヘルプカード』は、そのきっかけをつくるものです。

成年後見制度利用支援

美唄市成年後見支援センター
(美唄市社会福祉協議会内)
地域包括ケア推進課地域包括ケア推進係
地域福祉課地域福祉係

認知症・知的障がい・精神障がいなどによって判断能力が不十分な人が、社会で経済的不利益を受けたり、生活上の不自由さを解消するために、成年後見制度があります。利用するには家庭裁判所に申立てをしなければなりません。申立てる人がいない、費用が心配な場合はご相談ください。申立て及び申立てにかかる費用、後見人等の報酬について支援します。

◇申立て支援の対象者

支援が必要な方で、かつ、配偶者もしくは二親等内の親族がいない方、またはこれらの親族がいても音信不通の状態にある方で、市長が本人保護のために申立てを行うことが必要と認めた方。

◇費用・報酬等支援の対象者

補助を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある方。

※ その他にも要件がありますので、詳しくはお問合せください。

こども療育広場（通称てらん広場）

こども未来課こども療育広場
(子育て支援センター内)

こども療育広場（てらん広場）では、小学校就学前までのお子さまを対象に、心身の発達やことばの遅れなど気になる段階からの発達相談や、保護者と一緒に日常における基本動作及び、集団生活への適応等に関する支援を行っています。美唄市子育て支援センター内にあるこの施設は、週5日開設しており、個別療育は月に2～4回となっております。（1回1時間）

◇開設日 個別指導日 月～金 9：00～17：00

間口除雪

地域包括ケア推進課地域包括ケア推進係

高齢者および身体障がい者で構成される世帯が居住する住宅で、道路除雪作業後の残雪処理（間口除雪）が困難な世帯を支援します。

◇対象世帯

市が実施する除雪路線に面する一戸建て住宅等に居住している世帯で、自力で除雪作業が困難と認められる次のいずれかの世帯

- 1) 70歳以上で構成されている世帯
- 2) 身体障がい者の程度が1級または2級の重度身体障がい者のみで構成される世帯
- 3) 70歳以上の方と重度身体障がい者で構成される世帯
- 4) 市長が必要と認めた世帯

◇申請手続

申込期間は10月の広報紙でお知らせします。

※ 利用負担金が必要です。（市民税課税、非課税等により異なります）

福祉除雪

地域包括ケア推進課地域包括ケア推進係

体力的にも経済的にも除雪が困難な高齢者、身体障がい者等の世帯に対し、住宅の屋根の雪下ろしおよび窓周りの除雪を行います。

◇対象世帯 市民税非課税世帯の人で、次のいずれかに該当する世帯

- 1) おおむね65歳以上の単身高齢者世帯または夫婦世帯
- 2) 重度肢体不自由者または視覚障がい者で単身世帯もしくは15歳以下のみの子との世帯
- 3) 寡婦病弱者で単身世帯または15歳以下のみの子との母子世帯
- 4) 市長が認めた世帯

◇申請手続

事前に申請受付はしていませんので、雪が多く積もりしだい地域包括ケア推進係へ申請してください。